

令和3年4回定例会
斑鳩町議会会議録

令和3年9月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太朗
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面卷昭男
総務課長	仲村佳真	安全安心課長	真弓啓
政策財政課長	福居哲也	政策財政課参事	岡村智生
住民生活部長	加藤惠三	住民生活部次長	北典子
福祉課長	中原潤	子育て支援課長	中尾歩美
都市建設部長	上田俊雄	建設農林課長	手塚仁
都市創生課長	本庄徳光	会計管理者	黒崎益範
教育次長	栗本公生	教委総務課長	松岡洋右

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 2番 齋藤議員

1. 奈良県とのまちづくり協定について

- (1) J R法隆寺駅周辺や法隆寺までの道路の電柱地中化について。
- (2) J R法隆寺駅から法隆寺までのアクセス道路や案内板の整備について。
- (3) J R法隆寺駅から法隆寺までのアクセス道路及び法隆寺周辺の景観保持について。

2. 太陽光発電施設設置の規制に関する条例制定について

- (1) 大規模な太陽光発電施設であるメガソーラー設置に対する斑鳩町の考えについて。
- (2) 大規模な太陽光発電施設の設置を規制する条例の制定について。

3. 曇らないカーブミラー設置の推進について

- (1) 斑鳩町で管理しているカーブミラー数、カーブミラーの新設基準、カーブミラーの管理方法について。
- (2) 曇らないカーブミラーの設置の推進について。

4. 竜田川などへの鯉のぼり掲揚について

- (1) 竜田川河川敷もしくは各小学校への鯉のぼりの掲揚について。

〔2〕 12番 木澤議員

1. 新型コロナウイルス感染防止対策について

- (1) 若い世代への感染が広がってきているが、小・中学校、学童保育、幼稚園、保育園（子どもだけでなく、教員、職員などについても）での早急な対策が必要であり、町としてどのような対応を考えているか。
- (2) 抗原検査キットの活用や、PCR検査の自己負担分を助成するなど、希望する方に費用負担なしでいつでも何度でも検査を受けていただけるような抜本的な検査体制の充実が必要だと考えるが町の見解は。

2. 生理用品の配布について

- (1) コロナ禍のもとで社協とも協力して生理用品の配布（無償提供）を行っていただいているが、配布状況（公共施設、学校）と在庫の状況はどうか。
- (2) 在庫がなくなったら配布を終了するのではなく、今後も必要枚数を確保（予算化）し配布を続けていくべきだと考えるが町の見解は。

- (3) 学校での配布については、養護教諭を通じての配布になっているが、子どもから「言いだしにくい」との声があり、学校のトイレに設置していくべきだと考えるが町の見解は。
- 3. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する実態調査について
 - (1) 県が実施した実態調査の結果と傾向について。
 - (2) 当町での実態と今後の対策について。
- 4. 中西町長の4年間の取り組みとその成果について
 - (1) 役場内の「風通しを良くする」取り組みとして具体的にどのようなことを行ってきたのか。また、その結果、どのような成果があったのか。
 - (2) 以前、町広報でも落札率の改善などが紹介されていたと思うが、入札制度の改善について、具体的にどのような取り組みを行い、どのような成果があったのか。

[3] 13番 奥村議員

- 1. 災害時のペット同行避難について
 - (1) 災害時、ペットと同行避難をするにあたり、日頃から「避難用品の準備」・「ペットのしつけ」などについてわかりやすくお知らせする、パンフレットやリーフレットを作成されるお考えについて伺います。
- 2. 高齢者や難聴の方への「聞こえ」の支援について
 - (1) コロナウイルス感染症防止のため、庁舎窓口の亚克力ボードやマスク着用により、声が聞き取りにくいとお声があります。窓口に対話支援スピーカーを設置できないか伺います。
- 3. 通学路の安全確保について
 - (1) 過去3年間の小・中学校の下校時の通学路における交通事故の件数と原因についてお伺いします。
 - (2) 合同点検実施における改善要望、件数、と内容について伺います。
 - (3) 安全マップづくりについて、作成状況や、内容について。
 - (4) 住民から寄せられた改善要望にどのように対処していかれるか伺います。

[4] 7番 嶋田議員

- 1. 非常時に吹鳴するサイレンの故障について

- (1) 非常時に吹鳴する場合の災害の種類と吹鳴の内容について。
 - (2) 故障の原因について。
 - (3) 各屯所のサイレンと連動しているが支障はないのか。
 - (4) 屯所を含め修理後の点検及びメンテナンスについて。
2. JR法隆寺駅付近の道路整備について

- (1) 駅北口の5号線西側の歩道設置について。
- (2) 以前に点滅信号のあった交差点付近の道路拡幅について。

〔5〕 8番 井上議員

1. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う12歳未満の人に対する町の考え方について

- (1) 幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症対策について。
- (2) 幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症クラスター対策について。
- (3) 幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症に対する追加事業への町の考え方について。
- (4) 幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症に対する町、町教育委員会からの強いメッセージについて。

2. ダイヤルインの導入について

- (1) 住民サービス向上の観点から本庁にダイヤルインを導入しては、と考えるが本庁の考えは。

〔6〕 1番 溝部議員

1. 学校環境の向上としてトイレ空間の改善について

- (1) 各学校の長寿命化計画の進捗状況と今後の方向性。
- (2) 新しい生活様式を踏まえたトイレ空間の改修について。
- (3) コロナ感染症対策やトイレ空間のイメージアップとして床面の乾式清掃化、壁面の改善について。
- (4) 避難所になった学校のトイレ使用場所について。また、車椅子などでスムーズに移動できる動線の確保について。

2. スクールセクシャルハラスメントについて

- (1) スクールセクシャルハラスメントについてのこれまでの取り組み。
- (2) 今後の取り組みについて。
- (3) セルフチェックシートの導入について。

3. カーブミラーについて

- (1) 事故などによりカーブミラーが破損した場合、その場所に再度設置される期間はどれくらいあるのか。
- (2) その間の安全についての考え方。
- (3) 先に町として設置することはできないのか。

〔7〕 4番 小城議員

1. 母子手帳のアプリ導入について

- (1) 母子手帳アプリを導入している自治体もあるが、これまでに町で検討したことはあるか。
- (2) 今後、導入等の計画についてはどのように考えていますか。

2. 選挙について

- (1) コロナ禍で減少傾向にある投票率の向上に向けた取り組みについて。
- (2) 投票所の感染症対策の計画について。
- (3) 自宅、宿泊療養されている方の投票方法について。

3. 感染症に対する町職員の危機管理体制について

- (1) 役所における感染症対策の現状、万が一、部長、課長級の職員が感染した場合の対応方法、住民サービスについて。
- (2) 町長、副町長の公務において同席等はしないような配慮はされているのか。
- (3) 今回の町長、副町長両名が同時に濃厚接触者になったことに対して対策や危機管理の意識について。

〔8〕 1番 濱議員

1. 通学路等の安全対策について

- (1) 各地の通学路で児童・生徒が被害にあう交通事故等が報じられています。町の現状と対策について。

- ① 2012年に行われた全国調査の町回答と改善された実態について。
 - ② 地震等によるブロック塀の倒壊危険調査改善について。
 - ③ 本年9月までに実施し、10月末に報告予定の文部科学省全国調査について。
 - ④ 通学路以外の危険場所について。
 - ⑤ 町としての取り組みについて。
2. コロナ禍に対応する避難所の運営について
- (1) 新型コロナウイルス感染がひろがる中、避難所での感染予防対策により、利用人数の縮小や体調不良者対応体制などについて。
 - ① 高齢者等の早期避難の支援について。
 - ② 陽性が確認された方で入院・待機所入所待ち・自宅待機者、濃厚接触者の避難について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

ひとつ目は、奈良県とのまちづくり協定について質問します。令和3年度からの10年計画である第5次斑鳩町総合計画と斑鳩町都市計画マスタープランの策定の基礎資料として、平成30年12月に実施された町民意識調査によると、法隆寺周辺やJR法隆寺駅周辺地区のまちづくりで力を入れるべきところのアンケートでは、第1位が幹線道路からJR法隆寺駅までのアクセス強化、第2位はJR法隆寺駅から法隆寺までの歩行ルートの設定、案内板の設置、第3位は法隆寺周辺の電柱、電線類の景観改善と道路美化、美装化と回答されています。平成30年3月に、斑鳩町は奈良県とまちづくりに関する包括協定を締結され、斑鳩町及びJR法隆寺駅周辺地区のまちづくりについて、協働で検討や取り組みを進めることにしました。奈良県と市町村とのまちづくりに関する連携協定は、第一段階として市町村とまちづくり基本構想を策定する包括協定、次に、基本構想に基づき地区単位で事業計画を策定する基本協定、最後に、奈良県が財政支援する個別協定へと進み事業が実施されます。令和3年度は、包括協定に続く2番目の基本協定を締結する準備を進めると聞いております。

ひとつ目の質問です。JR法隆寺駅周辺や法隆寺までの道路の無電柱化についてお尋ねします。町民意識調査でも上位にランクある無電柱化は法隆寺駅北側の狭い生活道路の改善や世界遺産のあるまち斑鳩町の玄関口として大変意義があります。

また、法隆寺周辺や法隆寺までの道路は景観維持にとっても大きな意義があります。奈良県無電柱化推進計画によると、奈良県と市町村とのまちづくり連携協定を締結し、まちづくりに取り組む各地域の現状整理や課題抽出にあたっては、バリアフリーや植栽整備などとともに無電柱化について必ず検討することとされています。

無電柱化を検討すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） はじめに、奈良県とのまちづくり連携協定に関してご説明させていただきます。

本町におきましては、平成30年3月22日に奈良県と斑鳩町とのまちづくりに関する包括協定を締結し、奈良県との情報や意見の交換に努め、緊密に連携協力することで、斑鳩町における持続的発展や活性化を基としたまちづくりを進めていくことといたしております。包括協定では、まちあるき及び周遊着地型観光のまちづくりをコンセプトとして掲げ、これらを実現するためのまちづくりの方向性として、ひとつとして、法隆寺周辺における歴史観光まちづくりの推進。ふたつとして、J R法隆寺駅周辺における交通結節機能の向上。三つとして、J R法隆寺駅、法隆寺周辺及び法起寺、法輪寺周辺における回遊性の向上と奈良公園との広域交通アクセスの強化を掲げております。

現在、まちづくりに関する基本協定の締結に向けた奈良県との協議、調整を行いながら、斑鳩町の玄関口であるJ R法隆寺駅と世界文化遺産の法隆寺のふたつの核をひとつのエリアとして捉えたまちづくり基本構想の策定作業を進めている状況でございます。

次に、まちづくり連携協定における無電柱化への取り組みについてでございます。

無電柱化につきましては、質問者も述べておられるように交通安全面や景観面の向上に加え、防災機能の強化や歴史的な町並みづくりなど非常に裾野が広く、本町といたしましても多面的な効果が発揮できる事業として認識いたしており、奈良県との連携協定において事業のひとつとして位置づけてまいりたいと考えております。

しかしながら一方で、整備コストが高額であることや地上設備等の設置場所の確保など狭隘な道路では整備が難しいこと、地域や電線事業者との合意形成が長期化することなどが課題となっております。無電柱化の推進につきましては、奈良県と協議、調整を重ねながら、法隆寺周辺における歴史観光まちづくりの推進として、優先度や必要性を加味しながら進めていくなど、官民連携による事業推進を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。J R法隆寺駅周辺の無電柱化について、奈良県との連携協定の事業のひとつとして位置づけして事業推進を展開していくとご答弁がありました。無電柱化は、J R法隆寺駅周辺の諸課題を解決し、斑鳩町が未来に向けて発展するためには避けて通れない課題と思います。スピード感のある推進スケジュールを立てて着実に前に進めていくよう強く要望します。

次に、J R法隆寺駅から法隆寺までのアクセス道路や案内板の整備についてお尋ねします。J R法隆寺駅周辺は道が狭く、車、自転車、歩行者が入り乱れて通行しています。住民や法隆寺への参拝者が安全に通行できるように、法隆寺までのアクセス道路を案内板とともに整備する必要があると思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 奈良県とのまちづくり連携協定におけるJ R法隆寺駅前から法隆寺までのアクセス道路や案内板の整備に関するご質問でございます。

本年3月に改定した斑鳩町都市計画マスタープランの地域別構想におきましても、道路、交通体系整備の方針として法隆寺とJ R法隆寺駅を結ぶ道は、多様で魅力ある拠点や点在する歴史的、文化的資源を結ぶルートとして、訪れた人が安全で快適にまちあるき観光を楽しむことができるよう、沿道を含めた環境整備を図る都市基盤として重要なルートと位置づけております。J R法隆寺駅から法隆寺までの間は、多くの観光客の方も利用するルートとなっておりますことから、これまで安全性に配慮した歩道整備やカラー舗装をはじめ、観光客の方を円滑に案内できるよう多様な観光案内板の設置を行ってまいりました。

ご質問の、法隆寺までアクセス道路を案内板とともに整備することについてでございますが、本町といたしましても快適なアクセスの実現という観点から、観光客の満足度の向上や、二次交通の充実などアクセス機能を拡充させることが非常に重要であると考えておりますことから、奈良県との連携協定において取り組んでいく事業のひとつとして位置づけ、引き続きさまざまな施策や手法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

次に、法隆寺は日本で最初に世界遺産に認定され、斑鳩町や住民にとって誇りであり、法隆寺には世界中から多くの参拝者が訪れ、感動し、お帰りになられます。このすばらしさは斑鳩町の景観とともに後世に引き継がなければならない遺産であります。

J R法隆寺駅、法隆寺までのアクセス道路及び法隆寺周辺は景観保持の必要があると思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 奈良県とのまちづくり連携協定におけるJ R法隆寺駅周辺や、法隆寺までのアクセス道路及び法隆寺周辺の景観保持に関するご質問でございます。

す。これまでから、法隆寺周辺では斑鳩町風致地区条例により、屋根の形状や部材、外壁の模様や色彩といった意匠、形態の規制を行い、良好な町並みの形成に努めるとともに、斑鳩町歴史的風致維持向上計画に基づき、まちなか観光景観形成事業や道路の美装化などの景観形成に取り組んでまいりました。

また、JR法隆寺駅や県道大和高田斑鳩線を含む幹線道路沿道につきましては、斑鳩町景観計画において重点景観形成区域として位置づけ、斑鳩の里の良好な景観を損なうことのないよう必要な行為の制限を行い、斑鳩らしい景観を誘導することで魅力ある斑鳩の里の景観の保全と創出に努めてきたところでございます。

今後におきましても、斑鳩の景観の保持に努めてまいりたいと考えており、奈良県との連携協定における事業化につきましては、基本計画の策定や個別協定の段階において、県とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

斑鳩町に住んでよかった、住み続けたい、住んでみたいと思われる方がもっともっと増えるよう、また、斑鳩町にお越しになられた方が、斑鳩町はすばらしい、再度訪ねてみたいと感じていただけるよう、奈良県との連携協定を着実に前に進めることを要望して、ひとつ目の質問を終わります。

ふたつめの質問は、太陽光発電施設設置の規制に関する条例制定について質問します。

国は地球温暖化を防ぐため、2050年まで国内の温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいます。目標の達成には太陽光、風力、バイオなどの再生可能エネルギーを拡大することが重要で、再生可能エネルギーを電力の主力として推進しようとしています。その中でも、太陽光発電の電力比率を高めるよう検討されています。家庭での屋根や公共施設の屋上、壁面への太陽光発電設備の設置は地球温暖化に貢献することになります。次世代に住みやすい地球環境を引き継ぐために推進していかなければならないと思います。

一方で、1メガワット以上の出力を持つメガソーラーと言われる太陽光発電施設は、山林を切り開いて大規模な太陽光パネルを設置するため、土砂災害、自然破壊、景観の悪化につながります。また、固定価格買取制度が終了したものを原状復帰など20年に及ぶ継続的な監視が必要となります。その間、太陽光発電業者の経営譲渡や倒産などの可能性もあります。平群町では、メガソーラー設置をめぐる付近住民と太陽光発電事業者で裁判になっています。また、全国各地でも同じような裁判が行われております。裁

判に勝利しても、樹木が伐採され開発され、荒れた山肌は元に戻りません。大規模な太陽光発電事業者は大規模資本やハンドマネーを活用して開発していきます。大都市に本社を置く太陽光発電業者は、税金を本社のある大都市に支払うため、太陽光発電設置自治体には固定資産税などであまりメリットがありません。

斑鳩町では、斑鳩の里景観保全などを図ることを目的に景観条例が制定されています。また、斑鳩町景観計画では、斑鳩町全域が四つの景観区域に区分され、それぞれ基本方針が定められています。このすばらしい斑鳩町の景観を守るためには、斑鳩町には大規模な太陽光発電設備設置はすべきではないと考えます。斑鳩町の電力は、大規模な太陽光発電ではなく公共施設の建築物壁面への太陽光パネルの設置や環境に優しいバイオによる発電に貢献する方向に進むべきと考えます。

ひとつめの質問です。令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法では、市町村に再生可能エネルギー施設を積極的に導入する促進区域を設定することを市町村の努力義務としました。自然を保護するためには、開発を認める土地と開発を認めない土地に分けてゾーニングすべきと言われていています。メガソーラーの太陽光発電設置による裁判や紛争は、太陽光発電設置事業者と行政とによる事業認可契約を締結して山林の開発が始まってから起こっています。裁判や紛争によって住民に対する行政の姿勢が問われるケースも発生しています。斑鳩町への大規模な太陽光発電施設であるメガソーラーは設置すべきではないと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 太陽光発電施設の設置についてのご質問でございます。

国では、地球温暖化対策推進法が平成10年に成立し、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として、本年5月に地球温暖化対策推進法が改正されております。

この改正法では、地域の脱炭素化の促進として自治体による実行計画制度の拡充や実行計画の策定が盛り込まれ、地域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、促進区域の設定に関する基準を定めることや、促進区域、地域の環境の保全のための取り組み、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組みについて努めるよう規定されております。大規模な太陽光発電施設であるメガソーラーの設置につきましては、設置後の安全面や景観面などの課題から、県内においても問題事例が発生いたしており、本町といたしましても関係法令の遵守とともに、周辺環境への配慮及び地域との合意形成は非常に重要と認識しており、太陽光発電施設の設置に際しては適正に設置されるべきものと考えるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

次に、大規模な太陽光発電の設備に関する規制の条例の制定について、質問します。

奈良県は、今年度中に大規模な太陽光発電施設設置による乱開発を防ぐためのガイドラインを設定する、と聞いております。ガイドラインや指導要綱では、法的拘束力がなないので限界があるとも言われています。

大規模な太陽光発電施設設置をしっかりと対応するためには、現在の斑鳩町景観条例や斑鳩町環境保全条例では難しいと考えます。残土は自治体の境を超えて流通するため、規制の緩い自治体に集まるとい声が出ています。条例や要綱などが整備、制定されていない自治体が開発先として狙われやすいとも言われています。

令和3年4月1日現在で、太陽光発電設備等の設置を規制する条例は、全国の149自治体で制定されています。斑鳩町の景観や自然を守るため、住民の生活環境を守るため、斑鳩町は大規模な太陽光発電設備の設置に関して規制する実効性のある条例を制定すべきと考えますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 本町の山間部における大規模な太陽光発電施設の設置に対する規制についてのご質問でございます。

大規模な施設の設置に関して生じる行為といたしましては、建築物・工作物の新設、土地の盛土、切土等の土地形状の変更、森林の伐採が必要となり、その規制における許可、届出制度が重要となってまいります。本町の山間部は宅地造成工事規制区域であり、また、そのほとんどを砂防指定地に指定されておりますことから、その行為については許可が必要となってまいります。また、斑鳩町域の約44%にあたります628.4ヘクタールは、斑鳩町風致地区条例に基づく風致地区に指定しており、国道25号北側から白石畑の集落までの地域も、この風致地区に含まれております。本町では、風致地区条例に基づく審査基準として、風致地区におけるソーラーシステム等の設置に関する基準を定めており、地上に設置する太陽光発電施設については同一敷地内の住居等への電力の供給を主たる目的とする施設のみ設置できることとし、事業用の大規模な売電目的の太陽光発電施設は設置することができない規定としております。また、この風致地区の北側の山間部におきましても、奈良県が指定する矢田斑鳩近郊緑地保全区域、平群谷環境保全地区、県立矢田自然公園区域に指定されており、設置に係る行為に対して県への届出が必要となってまいります。一方、景観面においては、斑鳩町全域に斑鳩町景観

条例に基づく届出の対象区域として定めており、一定規模以上の伐採や土地の造成等を行う場合には町に対する事前の届出が必要となり、その上で景観形成基準に対する適合性について審査するとともに、計画の内容について景観に適正に配慮した計画内容とするよう計画変更の勧告や変更命令を行うことができることとしております。いずれの現行制度においても厳しい規制を課しているところでございます。

さらには、当該地区の道路状況等から、整備や資材の運搬、送電施設までの距離から勘案いたしましても相当な経費や時間を要するものと考えられます。これら現行制度の厳しい規制や地域要件等から鑑み、本町の山間部への大規模な太陽光発電施設の設置に対しましては現行の規制内容を遵守することが第一と考えております。

質問者も申されておられますように、奈良県において今年度中を目途に大規模太陽光発電施設設置に関する独自のガイドラインの策定をされると伺っており、本町といたしましても、その動向等にも留意しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

斑鳩町では、大規模な太陽光発電施設であるメガソーラーの設置は風致地区条例に基づくソーラーシステム等の設置に関する基準があり、国道25号線北側から白石畑の集落までの地域では設置できないと理解しました。白石畑集落の北側の山間部においても厳しい規制があり、設置は大変難しいということも理解しました。今年度中を目途に策定される予定の奈良県の大規模な太陽光発電施設設置による乱開発を防ぐためのガイドラインが作成されましたら、斑鳩町での対応を再度見直しするよう要望します。そして、斑鳩町のすばらしい自然や景観を後世に残していきたいと思っております。二つ目の質問を終わります。

次に、三つ目の質問をさせていただきます。

曇らないカーブミラーの設置の推進について、質問します。平成30年度の国の統計では、交通事故が発生した道路の形状別交通死亡事故発生件数は、交差点内が34.3%、交差点付近が11.3%で、交差点付近での死亡事故は合計すると45.6%で半分近くが交差点付近で起こっています。車の運転手は見通しの悪い区間や場所ではカーブミラーで安全確認をして走行しています。生活道路から幹線道路に出る交差点やカーブで見通しが利かない交差点では、カーブミラーはなくてはならないものです。しかし、カーブミラーは結露により曇る場合や、秋から春にかけての霧が発生して見えにくくなる場合があります。相手に気づいてもらうためライトをつけて運転することもあり

ますが、相手の車や歩行者などが見えにくい交差点や優先道路をスピードを出して走ってくる車などは非常に危険を感じます。

ひとつ目の質問です。カーブミラーの設置について質問します。道路の新設や住宅などの新設で見通しが悪く通行に支障が生じる場合は、カーブミラーの新設をする必要があります。また、カーブミラーの倒壊やミラーの落下などによる事故を防止するため、計画的な点検や更新していく必要があります。斑鳩町で管理しているカーブミラーの数、カーブミラーの新設基準、カーブミラーの管理方法をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） カーブミラーの設置についてのご質問でございます。

町道等において見通しの悪い交差点やカーブが連続する路線などには、交通安全上、ドライバーの視認を補助する施設としてカーブミラーを設置いたしております。

まず、町内のカーブミラーの数でございますが、町道管理者が設置しているカーブミラーは約1,200基ございます。

次に、カーブミラー新設の基準についてでございますが、見通しの悪い交差点やカーブが連続する路線など交通安全上、ドライバーの視認を補助する施設が必要な箇所であること、そして、設置に際して付近の土地所有者から承諾を得ていただくこと、そして、要望は自治会及び通学路等安全点検により要望されるものとしたしております。

次に、カーブミラーの管理の方法でございます。毎月、職員において道路パトロールを計画的に実施しており、そのパトロール時にカーブミラーの角度、鏡面の劣化状況を目視で確認し、支柱等の劣化状況は触診、手で触れて点検いたしております。また、自治会や通行者から交通安全施設の損傷等について通報をいただける場合や、斑鳩町役場のホームページに道路破損箇所の情報提供をお願いしておりますので、メール等で情報提供いただく場合などもあり、その情報により現地を確認し修繕等を行っております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

次に、曇らないカーブミラーの設置について、質問します。

住民の安全安心な暮らしを守ることは行政の大きな役割で、交通事故を未然に防ぐ対策を講じることは行政の使命とも言えます。住民を交通事故から守るため、カーブミラーがないと一時停止しても相手の車が見えない交差点、交通事故が多発している交差点、見通しが悪く危険な交差点などは曇らないカーブミラーの設置が必要だと思います。

曇らないカーブミラーは、電気などのエネルギー源が不要なタイプも発売されていま

す。一度にすべて交換することは難しいと思いますが、危険度や交通量を勘案して計画的に曇らないカーブミラーに交換すべきだと思います。どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 交通安全対策における曇らないカーブミラーの設置の推進に関するご質問でございます。交通事故を未然に防ぐためにカーブミラーの設置など交通安全対策は非常に重要であることを認識しており、要望箇所への新規設置及び既存カーブミラーの角度調整や交換などの維持管理に努めているところでございます。冬期間におきましては、場所によってカーブミラーが曇って見えにくくのお話もお聞きしているところであり、令和3年度において試験的な導入を予定しているところでございます。

ただ、コスト面で通常の鏡面と比較して価格が高くなり、そうした面も含め効果を検証した上で今後の導入について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

住民の安全安心な暮らしを守ることは行政の大きな役割です。曇らないカーブミラーの計画的な導入を前向きに進めていただくよう強く要望して、三つ目の質問を終わります。

四つ目の質問は、竜田川へのこいのぼりの掲揚について質問します。

厚生労働省では、毎年5月5日のこどもの日から1週間を児童福祉週間と定め、児童福祉の理念の普及啓発のための事業や行事を行っています。児童福祉週間は、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について、国民全体で考えることを目的にしています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症が流行して中止になりましたが、児童福祉週間の実施に先駆けて、厚生労働省が入る中央合同庁舎5号館の正面玄関前でこいのぼり掲揚式が行われています。この掲揚式は子どもの健やかな成長発達を願い、1958年から毎年行っており、保育児と大相撲力士などを招待して実施しています。

こいのぼりの掲揚は平群町では平成30年から竜田川の堤防で20本のさおに60匹のこいのぼりを掲揚して、子どもたちが健やかに育つことを願い、あわせて地域の方を楽しませています。王寺町でも、JR大和路線を挟んで大和川と葛下川が合流している河川敷に幼稚園児、保育園の児童や大学生と連携して描いた60匹のこいのぼりを掲揚し、遊歩道を散歩される方やJR大和路線の車窓から眺められ多くの方の心を癒してい

ます。五條市は、吉野川の河川敷に200匹のこいのぼりが掲揚されています。そのほかにも天理市など県内各地でこいのぼりを掲揚して各地の方々を元気づけています。

斑鳩町も、竜田川右岸の河川敷もしくは各小学校にこいのぼりが掲揚されると、平群町、斑鳩町、王寺町とこいのぼりが連続して掲揚され相乗効果が出て、子どもたちの健やかな成長を願うこどもの日を盛り上げることができると思います。斑鳩町でも、子どもたちが健やかに育つことを願い子どもたちを元気づけるため、5月5日のこどもの日を中心に、4月下旬から5月中旬頃までこいのぼりの掲揚を検討していただきたいと思っています。こいのぼりの掲揚について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 竜田川河川敷へのこいのぼりの掲揚についてのご質問でございます。こいのぼりの掲揚の場所として竜田川河川敷、特に右岸側を要望されているとこのことでございますが、まず、竜田川河川区域内にこいのぼりを掲揚するためには支柱等の工作物の設置と掲揚する行為についての占用協議が必要となっております。

また、斑鳩町内の竜田川河川敷地はそのほとんどが県立竜田公園として指定されており、都市緑地内への占用行為の手続きも必要となっております。特に、河川堤防内に構造物を設置するにあたりましては、河川法の順守や安全対策等の緊急事態の対応も必要となることから、許可にあたっては非常に厳しい条件が伴うものとなっております。

また、平群町等で設置されているような堤防の天端部分に設置する場合は、増水時の河川流水を阻害するおそれがない箇所につきましては、諸条件を付して許可されておりますが、当町管内の竜田川右岸堤防天端はすべて町の道路が占用許可を受けて使用しておりますので、町道の上空にこいのぼりがなびく、または無風時にこいのぼり本体が垂れ下がっているなど通行安全上、大変危険な状況になるおそれがありますことから、町道占用としても難しいと判断いたしております。これら河川管理、公園管理、道路管理の観点から、竜田川河川敷敷地内でのこいのぼりの掲揚は難しいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 次に、各小学校へのこいのぼりの掲揚についてのご質問でございます。学校教育として学校にこいのぼりを掲げるには、単にこいのぼりを掲げるだけでなく、こいのぼりの由来、歴史、こどもの日などについて学習していく必要がございますが、現在の教育課程、授業時間に影響を及ぼすことが見込まれます。

また最近、こいのぼりを掲げる家庭が減少しておりますが、その背景にはマンションや集合住宅でこいのぼりを掲げる場所がない、こいのぼりを掲げることでその家庭に男

の子がいることがわかってしまうなど、セキュリティの課題など社会情勢の事情等があることから、学校教育の場として展開するのは難しいと考えます。

一方、社会を取り巻く環境の変化等を踏まえ、今日の社会教育には地域コミュニティの維持活性化への貢献がひとつの役割として期待をされております。そうした中、最近、自治体や民間団体により、こいのぼりが空高く泳いでいた昔ながらの風景を河川敷や公共施設で再現しながら、こどもの日の趣旨である男女に関係なく全ての子どもへの健全な成長を願い、また、にぎわいを作ることで地域の絆を育てていこうとするイベントが開催されているのも地域コミュニティの活性化への取り組みのひとつであるといえます。

本町におきましても、人口減少や人口構造の変化などから地域コミュニティが希薄化しつつある中、社会教育活動の場において今回、ご提案のございました、こいのぼりの掲揚など、さまざまな昔ながらの風景や遊び、地域の伝統や文化に子どもや若者を含めた多世代間で触れることができる機会を提供し、郷土愛の醸成や地域のふれあいにより地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。郷土愛の醸成や地域のふれあいを通じて、地域コミュニティの活性化を図るため、まずはこいのぼりの掲揚から実施いただくよう、強く要望して一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

次に12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染防止対策についてです。この間、コロナの感染者が爆発的に拡大し、医療崩壊によって自宅待機を余儀なくされ、死者が多発するという最悪の状況です。その感染拡大の大元になったのは、今回の東京オリンピック、パラリンピックの開催だと言われていますが、オリンピックが開幕した7月23日に、全国の新規感染者は4,225人でした。それが、オリンピック開幕の8月8日には1万4,472人に膨れ上がり、パラリンピック開幕の8月24日には2万1,569人に激増しました。7月後半に400人強だった全国の重症者は今や2,200人を超えています。中止を求める国民の声に逆らい、東京オリンピック、パラリンピックの開催を強行した政府による人災だと言わなければなりません。

斑鳩町でも、先日の町長のあいさつにもありましたように、8月中には98人と、7月の10倍以上の感染者が出ており、予断を許さない状況です。また、この間の傾向として、デルタ株と呼ばれる変異種により現役世代だけでなく子どもへの感染が広がっていることが特徴です。以前は子どもへの感染率は非常に低く、どちらかと言えば高齢者を中心とした対策が求められてきましたが、8月の感染者の年齢を見ますと、町内では50代以下がほとんどであり、さらには10代や10歳未満といった年齢でも感染者が実際に出ています。

こうした状況の下、既に9月に入り学校や幼稚園、学童保育といった子どもたちの集団生活の場が再開されましたが、保護者からは、学校等の運営状況や子どもたちへの感染防止対策、また、実際に子どもが感染した場合に病院等の受け入れ先はあるのかなど不安や心配の声が寄せられています。

そこで今回、保護者からの心配の声を基に、若い世代への感染防止対策や、また、無症状感染者を早期に発見し感染を防ぐという感染症防止対策として、科学的にも効果が証明されている抜本的な検査体制の充実を、町ができる範囲ではありますが進めていくべきではないかというふうに考え、質問に上げさせていただきました。

では、まず1点目の小・中学校、学童保育、幼稚園、保育園など若い世代での感染防止対策について、町の見解をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 新型コロナウイルス感染が依然として拡大の傾向を続けており、近隣府県における緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用並びに本町及び周辺地域の感染症罹患状況などを総合的に勘案しました結果、町立小中学校、幼稚園における第2学期当初の登校、登園につきましては、小・中学校におきまして9月1日水曜日から9月10日金曜日まで給食の提供を行わず午前中のみの登校とし、本日9月6日月曜日から9月10日金曜日までは午後からオンライン授業、プリント学習等による学習補充を実施することとしております。また、町立幼稚園におきましては、9月1日水曜日から9月10日金曜日まで給食の提供を行わず午前中のみの保育としております。

また、この間、小学校におきましては9月6日月曜日から9月10日金曜日までの間は一時預かりを、幼稚園におきましては預かり保育を実施し、学童保育につきましては通常どおり開室することで、共働き世帯やひとり親世帯等、お仕事をされる保護者等にも配慮しながら、実施することとしております。

また、幼稚園、小・中学校、学童保育の教職員、指導員等のワクチン接種につつまし

ては、本町の新型コロナウイルスワクチン集団接種における当日キャンセル枠の活用や、奈良県の広域ワクチン接種における優先予約枠の活用により、順次接種が進んでおりまして、接種を希望する者につきましてはおおむね目途がついている状況でございます。

また、施設面の整備といたしましては、小・中学校、幼稚園、学童保育室ではトイレの洋式化並びに自動照明、洗面器自動水栓の改修を行うこととしており、接触の機会を減らすことにより感染症対策の強化を図ることとし、さらなる感染予防対策に努めてまいります。

しかしながら、こうした施設整備には一定期間を要することとなりますので、この間、小・中学校や幼稚園及び学童保育におきましては、園児、児童、生徒だけでなく教職員、指導員等におきましても、手洗いや手指消毒、マスクの適切な着用、密集・密接・密閉の回避、校舎等の消毒作業等の基本的な新型コロナウイルス感染症対策の実施が最も効果があると考えておりまして、今後も引き続き徹底をしてまいりたいと考えております。なお、第2学期は例年、修学旅行や運動会、遠足等、さまざまな行事が行われ、子どもたちが能動的に活動に参加する機会が多くなる時期でございますので、子どもたちにとって思い出づくりの機会をいたずらに損なうことのないよう、実施方法を精査し、安全対策を講じていく必要があると、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。いろいろ子どもたちにも配慮しながら運営をきちっとしていくということと、あと、やはり学校、半日にしても受け入れ体制をつくっていただいている点につきましては、評価をさせていただいております。そんな中で、基本的な対策を徹底していくというのが一番効果があるということなんですけども、今、感染を広げている中心になっているのが無症状者ですね。自覚症状のない方、感染者が知らず知らずのうちに感染を広げているということなので、これはやはり早期に発見して隔離するということが非常に対策として有効ですし、必要ではないかというふうに思ってるんですが。2点目のところにも出てくるんですけども、例えばですね、抗原検査キットを使用して無症状感染者の早期発見をするということについては考えられないのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 今のご質問の無症状感染者の早期発見ということで、今、学校関係と保育園関係のことについて、考え方のほうを述べさせていただきたいというふうに思います。今、質問者がおっしゃいました抗原検査の検査キットに関しましては、

まず、検査キットというのがまず2種類ございます。ひとつとして薬事承認を受けた検査キット、それと、もうひとつが研究用検査キットと呼ばれるものでございます。

このひとつ目の薬事承認を受けた検査キットにつきましては、まず、販売先として医療機関及び医療従事者が直接または医療従事者の管理下で実施する市町村に限られて販売をされているということですので、市販されているものにこういった薬事承認を受けた検査キットというものはございません。あと、この検査キットの研究の関係につきましては、今、申しあげましたとおり薬事承認を受けたものではございませんで、本年2月に厚生労働省から都道府県等に対しまして、研究用抗原検査キットに係る留意事項についてと題しまして、研究用抗原検査キットは医療機器として国の承認を受けたのではなく性能等が確認されたものではないこと。また、感染者の罹患の有無を調べるために必要な各検査の特性、性能等に基づき医学的に判断する必要があることから、消費者の自己判断により新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べる目的で使用すべきでないとの通達が出ているところでございますので、今おっしゃっておられます一般に手に入るというのは、こういった研究の検査キットと呼ばれるものでございますので、町としてこういった研究用の検査キットを用いて調査を進めるというのは、先立って8月にも京都府でこういった事例でちょっと話題になったかと思っておりますので、こういったものの無症状者を発見していくというのは適切ではないというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現段階で信頼性のあるキットがなかなか使える状況にないということでしたが、科学的な問題もありますが、今後ですね、信頼性のあるものが出てくる可能性も高いですし、非常に量が生産されるようになれば安い単価で手に入る可能性も高くなってくると思っておりますので、本来でしたら国がきちっと体制をつくって、無症状感染者を早期発見し隔離するという体制を取るべきなんですけども、残念ながら今、政府にその姿勢はありませんので、自治体としてですね、自分のところの住民の命を守るという角度で、できることを探していくというコロナ対策というものが重要だと思っておりますので、これにつきましては今後、研究をしていっていただきたいなというふうに思いますので、要望しておきます。

それと、ちょっと気になったんですけども、あと、どんなことができるのかなと思ひまして、今、例えば、濃厚接触者に指定されますと、保健所のほうから連絡があつて、行政の検査を受けてくださいと、PCR検査を自己負担なしで受けるということできると思うんですけども、そもそも、濃厚接触者の範囲が非常に狭くなってきているという

ふうと思うんですね。そんな中、例えば、ある学校で、クラスの中で感染者が出ても、そのクラスの中に入れても濃厚接触者にならないという状況があると思うんですけども、そうした際に例えば、去年でしたら、学童保育で出たときは学童全体などをPCR検査を行えるよう町が費用も出して行ったというふうと思うんですが、こうした今、爆発的に広がっている中で、保健所のほうから濃厚接触者にならない人たちに対しても、例えば、同じクラス内にいたらPCR検査を受けるというような対策を町として進めていくべきではないかというふうと思うんですが、そのところは現在はどういうふうに対応されているのかというのと、今後の考え方についてもお尋ねしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 今、ご心配いただいている保健所のほうで積極的に疫学調査というものが行われています。その中で、質問者がおっしゃられたその濃厚接触者の特定ですとかという作業が行われております。今現在、直接的な情報提供というのはあまりないんですけども、間接的に聞きさせていただいている内容につきましては、特定の接触者は確認の取れた方については濃厚接触者というのが指定されておまして、一定、質問者にご心配いただいているクラス単位につきましても、濃厚接触者に指定されなくても拡大検査という形で一定、クラス単位では今、検査も進められているというふう聞いております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いわゆる、念のため検査というやつにあたるのかと思いますけど、きちっと行政検査の対象になるというふうに理解しておいていいですね。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） はい、おっしゃるとおりちゃんと行政検査としてお受けをいただいているという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） はい。あと、冒頭には申しあげましたけども、実際に子どもが感染したり濃厚接触者になった場合、その受け入れ先があるのかどうかというのと、また、どこかに施設に入るというふうになったときに、保護者の付添いができるのかというのが、情報が欲しいという声が保護者の方から直接寄せられておまして、その点についても確認させていただけますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 家庭内で子どもさんだけが感染されて入院ですとか療養

体制というのは、奈良県が調整されておりますので、奈良県に問い合わせをいたしましたところ、入院体制につきましては県内で受け入れできる病院を複数で調整されているというふうに聞いております。また、入院の際には保護者等が陰性の場合の付添いにつきましては、一般的にはやはり陰性者と陽性者を同部屋で受ける想定はございませんが、各病院ごとの対応になるというふうに聞いております。また、療養体制につきましても、身の回りのことがひとりで行え、決められた指示が通る年齢の子どもさんであれば、ひとりでの入所ということになります。年齢が低くひとりで行動をすることが難しい場合は、入院もなるということでございます。子どもさんの症状ですとか状況などに合わせて、個別に対応されているというふうに聞いております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしたところ、非常に保護者の皆さんも不安、心配をお持ちになっておられるので、問い合わせ等がありましたら、町のほうで答えられる範囲ではありますけども、的確な情報を提供してあげていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、もう一点ですね、これも私、保護者の方から直接お電話をいただいて、お叱り混じりの声をいただいたんですけども、情報の提供が非常に遅いということですね、例えば、2学期が始まる、せめて最低でも1週間前には通常どおり再開をするのか、それとも今回対応したように半日授業にしたりして対応するのか、その方針をやはり早く決めて、ホームページに掲載するなり学校を通じて保護者に連絡をするなりという情報提供を早くしてほしいという声があります。その間に方針決定ができないということであっても、例えば、そのことについては検討中ですよというように、何かしら町として教育委員会としてアクションを起こしてますよということが、今、保護者の方が実際にいろいろ調べて、町のホームページなんか見ても何も載っていないということで、非常に不安だというお声をお寄せいただきました。

こちらのほうにお寄せいただいたということは、議員は何しとんねんということにもなるのかなというふうに、私は直接捉えたんですけども、この点について、やはりコロナというのは未曾有の今まで経験したことのないものではあります。既に前回ですね、学校が一斉休業になった際のその春休みに入って、春休みが明けるときにも同じことを言われたと思うんです。情報提供が遅いと。今回、2回目ですので、やはり今後、保護者に対して方針が定まればいいんですけども、そうでなくてもやはり、きちっと検討してますよというようなことがわかるような情報発信をしていただきたいと思います。

この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 保護者の方々から、もっと早く周知すべきとの声があるとのことでございます。教育委員会といたしましては、できるだけ通常の形で第2学期をスタートできるよう直近の状況を見極めていたところでございます。しかしながら、近隣付県における緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用や、本町及び周辺地域の感染症罹患状況など総合的に勘案をいたしました結果、8月27日金曜日に、これ以上、判断を遅らせることができないタイミングとして、方針を決定し、保護者の皆様へお知らせをさせていただいたところでございます。また、他の自治体の方針決定に比べまして判断が遅れたというイメージもあると思われま。例えば、奈良市や生駒市、天理市が8月25日の水曜日に、短縮授業等の方針を決定したとの報道が大きくされておりましたが、このうち奈良市、生駒市などは8月25日から第2学期が始まるなど始業時期の違いが影響したのかなど、そのようにも考えているところでございます。

町といたしましては、今後も適切なタイミングを見極めながら意思決定あるいは住民の皆様への情報提供を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それはそれでいいんです。ただ、決定に至る前についても、保護者の人によっていろいろ違うと思いますけど、そのおっしゃった保護者の方は、せめて1週間前という基準を示しておられたので、その1週間前に決まっていなかったら、まだ決まってませんと、検討中ですよという表示は、例えば、ホームページなんかでもできると思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） いろいろな情報を提供することは必要なことだと思っております。ただですね、いたずらに検討中であるとかそういう情報を流しますと、住民の方は間違った捉え方もされる可能性もございますので、町としてはできるだけ適切な時期に方針を決定して、住民の皆様にお知らせをしていきたいと、そのように考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 平行線だなというふうに思います。これはまた、次も同じようなことがあったらまたお叱りを受けるというようなことになりかねないので、教育委員会としても何かできる方策、対策はないのか、ちょっと研究検討していただきたいと思

いますのでお願いをしておきます。

そうしましたら、遅くなりましたけど2点目のほうに移ります。学校、子どもたちだけでなく町全体のことに関してお尋ねをしたいと思います。先ほども、申しあげましたけども、無症状感染者を早期発見、隔離していくことが感染拡大を食い止めるにも最も効果的だということで、医師会が徹底的な検査体制の充実を繰り返し国に求めています。残念ながらそうはなっていません。引き続き、国に対してこうしたコロナ対策を予算もつけて進めていくよう要望していく必要がありますが、町としてそれと並行してですね、町民の命を守るために何かできる対策はないのかということで、研究し対策を進めていくという必要があります。

こうした中、広く町民全体を対象とした抗原検査キットの活用ができないかという点については、先ほど、部長の答弁の中で、今、適用ができるような検査キットがないということなので、今の段階ではできないというふうに理解をしておきますが。もう一点、他の自治体を見ますと、例えば、PCR検査を受けるのに行政検査となれば自己負担は発生しませんけども、自己希望でPCR検査をされる際には自己負担が発生するというふうになっています。例えば、これを妊婦さんに対して自己負担分を補助するというような形であったり、なかなか全員には難しいと思いますので、優先順位をつけたこうしたPCR検査の自己負担分を補助すると。実際に、奈良県下でも他の自治体でそういう取り組みをされているところがありますので、斑鳩町としてもその点について検討し、実施していったらいいかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 現在、町といたしましては感染拡大を防ぐということで濃厚接触者をはじめ重症化リスクの高い方などが迅速に検査を受けられる体制の整備が重要であるとの観点から、生駒郡4町と生駒地区医師会が協力しまして、迅速なPCR検査体制を確立するため、生駒郡地域外来検査センターを開設し、令和3年1月から運用しているところでございます。

今、議員のおっしゃっていただいておりますPCR検査の自己負担等についてでございますが、現在この検査センターにおいても週2回PCR検査体制というものを実施しております中でも、行政検査という遅延とかもないですので、やはりこの体制を維持していきたいということと、あと、もう1点、妊婦さんに関しましての助成なんですけれども、今、奈良県のほうにおきましても分娩予定からおおむね4週以内の分娩前の妊婦さんを対象に、検査費用についても上限2万円をおひとりにつき1回という限り助成さ

れているところですので、町としては現在のところ考えておりません。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、いい情報を、県のほうで考えているということであつたら、町としてはまた別の方を対象にそういうことを検討できるんじゃないかなというふうに思いますので、次年度の予算に向けてですね、これは検討していただきますように強く要望しておきたいと思います。

そうしましたら次の2点目の質問に移らせていただきます。

2点目につきましては、生理用品の配布についてです。先の6月議会でも同僚議員から一般質問されていましたが、近年、生理の貧困という問題がクローズアップされています。新型コロナウイルス感染症による経済的な困窮により生理用品が買えないといった女性の悲痛な声を聞かれ、備蓄している生理用品の配布を行う自治体や支援に乗り出す企業なども登場し、こうしたところに国が予算をつけ支援をするといった取り組みが進められています。また、生理の貧困は経済的困窮だけが原因ではなく、配偶者からのDV、保護者によるネグレクト、父子家庭の場合、父親からの理解が得られないなどによって生理用品を入手できない、また、羞恥心から購入することが難しいといったケースなどが紹介されています。残念なことに、日本の社会では、生理は恥ずかしいこと、という誤った認識がまだまだ定着をしています。女性の生理は人類が子孫を残すための必要不可欠な生理現象であるにもかかわらず、こうした誤った認識は変えていかなければならないと思います。また、私自身はそうした認識は持っておりませんでした。今回、この質問をさせていただくにあたり、女性の生理に対して自分が無知、無関心であったことを痛感しました。調べますと、女性は生涯で平均して35年から40年、生理とともに過ごす期間があると言われていています。そうして生きている間に生理用品の購入に30万円から70万円、体質によっては200万円もの支出が必要な方もいらっしゃるということです。ある本を読みますと、その中でなぜ女性だけがお金を払って肉体的にも精神的にも辛い思いをしなければならないのかと語っておられる方がいました。男性に対しても女性の生理への認識をオープンにし、生理に対する正しい認識を身につけ活発な議論を行いながら、いろいろな意味で女性への負担を軽減していける社会環境をつくらなければならないと強く感じました。

また、特に、子どもに対してはより注意をした丁寧な取り組みが求められていると思います。現在、日本の子どもの貧困率はOECD加盟国で最悪の水準と言われ、18歳未満の7人から8人にひとりの子どもが貧困状態だと言われていています。全国的なアンケ

ート調査では、生理用品の交換回数を減らしたり、トイレットペーパーを重ねて代用しているといった回答があり、さまざまな問題で生理用品を入手できない子どもに対して早急に手だてが必要だとされています。このようにコロナ禍の下でクローズアップされてきた生理の貧困問題ですが、コロナ禍だけにとどまらない社会的背景があり、これは一時的な対応でなく、今後恒常的に取り組んでいくべき問題であることを併せて今回問題提起をさせていただきたいと思います。それでは順次、質問をさせていただきます。

まず1点目に、生理用品の配布と在庫の状況です。現在、斑鳩町では、社会福祉協議会とも協力して、公共施設や学校で生理用品の無償提供をされていますが、配布を始めて以降、現在までの状況について、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 生理用品の配布の状況についてでございます。生活困窮者の方への対策事業といたしまして実施しております。今、申しあげました生理用品配布事業につきましては、現在、町教育委員会と町社会福祉協議会の2者でそれぞれ実施させていただいております。私のほうからは、町社会福祉協議会で実施されている状況を確認させていただきましたので、その内容についてご答弁をさせていただきます。

この生理用品につきましては、町が保有をいたします災害時の備蓄品を活用し、本年5月14日より配布を始めており、受付窓口といたしましては町社会福祉協議会をはじめ斑鳩町役場福祉課と生き生きプラザ斑鳩内にあります子育て支援課で配布を行っているところでございます。配布状況につきましては、1パック28枚入りのものを生き生きプラザ斑鳩の社会福祉協議会、子育て支援課のほうでは合わせて15パック、役場福祉課のほうでは11パック、合計26パックの配布を行ったという実績でございます。在庫状況につきましては、それぞれの施設合わせて合計で、あと190パック残っているという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 新型コロナウイルス感染症の影響で困窮する女性の負担を軽減し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの一助とするため、小・中学校におきまして本年6月1日から、生理用品を各学校の保健室、職員室等において配布することとしており、その実施にあたりまして、保護者に対しましては、各学校からのメール配信や6月号以降の保健だより等に掲載し、周知をさせていただいたところでございます。

学校における配布方法につきましては、児童生徒が養護教諭に申し出て受け取ることを基本とし、配布する単位もパック単位ではなく本人の希望に合わせて学校で使用する

少量だけでも配布できるように準備をしているところでございます。

また、各学校におきましては、養護教諭だけではなく職員室の女性教諭や事務室の女性職員等が対応できるようにしたり、職員室出入口にカードを用意して、それを教職員に手渡すことによって発言をすることなく意思表示できるようにしたり、保健の授業等において養護教諭から生徒に講義を行い、事業の周知を図るなど取り組みを進めております。なお、現在の在庫につきましては、当初、各小学校に28枚入りを8パック224枚ずつ、各中学校には28枚入りを12パック336枚ずつを準備いたしましたが、1学期末までに配布実績はございません。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いろいろ聞きたいことがあるんですけど、先に2点目のほうをお尋ねしたいと思います。この取り組みを始める際にですね、もともとなかなか配布状況も芳しくないんですけども、在庫がなくなったら終了するというふうにおっしゃっていたと思うんですが、今後ですね、必要枚数を確保して配布を続けていくべきだというふうに考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） まず、社会福祉協議会の関係だけ私のほうからご答弁をさせていただきます。今現在、先ほども申しあげましたように、今現在190パックの在庫がございますけれども、これにつきましてはこの貧困対策といたしまして必要不可欠であるというふうに認識しておりますので、今、議員も申されました内容も含めまして社会福祉協議会のほうにお伝えをさせていただいて、引き続き、やっていただけるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 小・中学校では、従前から緊急的な対応として生理用品の配布に取り組んできたところでございます。本年度から、対象を広げた形で事業実施しておりますが、今後におきましても引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 学校関係のことは3点目でお尋ねしたいと思います。今、社協のほうの事業として取り組んでいただいている分ですけども、先ほど、窓口での配布状況をお聞きしますと、非常に数としては少なかつたなというのが実感なんです。この辺ですね、どれくらいの方が必要とされているのかというのははっきり実数はつかめないんですけども、町としては社協の事業ではありますけども、どれくらいの方が必要だ

とされているかというその見込みというものは持っておられるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 社会福祉協議会でされているものにつきましては、学校関係の方もおられますし一般の方もおられます。ただ、具体的な想定としては持っていません。今、配布枚数が少ないというような状況という認識もいただいているようにございますけれども、今、配布させていただいている内容につきましては、例えば、今、生き生きプラザ斑鳩と斑鳩町役場のそれぞれの窓口でお配りをさせていただいておりますけれども、それぞれのトイレの中にそういった生理用品の配布のこういった小さいチケットを据え置きをさせていただいて、それをそれぞれの窓口を持ってきていただきましたら、それを見せるだけでもそのまま引換えをさせていただくとか、あと、それぞれのトイレにおいてそういった、生理用品の配布をしますというこういった掲示をA4の紙を貼らせていただいているんですけれども、それを例えば、スマホで写真を撮っていただいて、そのスマホを窓口で掲示していただけるだけでそのままお渡しさせていただくような工夫もさせていただいておりますので、そういったところについてはまた改めて、こういった形が配布を受けていただきやすいのかという点につきましては、引き続き、検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私は一番いいのは、トイレに設置していただくのが一番いいというふうに思うんです。それとですね、今、役場の庁舎内の窓口と生き生きプラザ斑鳩内での窓口のみになっていきますけれども、これ公民館と公共施設というものがほかにもありますので、やはりその役場とか生き生きプラザ斑鳩になかなか行けないという方もいらっしゃるかと思うので、そういうところにやはり設置箇所を増やしていくという点についても必要だというふうに思いますので、これは、検討しますと言ってもらってますので、それも含めて、検討していただきますようお願いをしておきます。

そしたら3点目の学校のほうに戻りますけれども、学校のほうでは、先ほど、養護教諭の方以外についても対応しているということですが、実際に配布状況としてはゼロなんです。まずこの状況について、どのように思っているのか、ちょっと教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 今の議員の質問なんですけど、このことにつきましてはかなりデリケートな部分がございます。特に小・中学生、小学生の4年生以上、中学校3年生と

もなりますと、一番子どもたちが気にするのは周囲の声であると、そのように思っております。それともうひとつ、配布することが目的であるとは考えてはおりません。もう少し深いところに視点を当てまして、子どもが、例えば、先ほどの質問の中にございましたようにDVまたネグレクト等々もございます。そういったところで子どもと対話をするというところに重点を置きたいとそのようにも思っております。

子どもがどのようなお困り感を持つてゐるのかということ把握しながら、目の前の子どもと会話していきたいと。そして、言い出しにくいという子どもに関しては、そうではなくて、もらっていいんだよという視点を大事にしたいという意味で取り組んでいるものでございます。ただ、水面下の中ですべて100%把握しているのかどうかと言うと、非常に苦しいところがあるんですけども、そういった観点から先生方が困り感のある子については従前から取り組んでおりますので、そういった子どもにも注視しながら取り組んでいただいた結果ないと、そのように受け止めております。ただ、先ほど申しましたように100%自信があるかどうか、そういうことではないですので、今後、注視ももっとしていきたいとそのように思っております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 確かにおっしゃるようにコミュニケーションをとれて、その子どもの背景ある状況なんかもつかんで対応できるのが一番理想です。ただ、逆にそれがハードルとなってしまって、必要な子どもに生理用品が行き届いてないというのが今の現状だというふうに思うんです。ですので、やはり方法を変えていくということもひとつ検討していただく必要があると思います。

私、先ほども申しあげましたけども、やはりトイレに設置していくという方法ですね。当初、教育委員会のほうとも衛生的な面なんかも心配をされていたかと思いますが、実際にお隣の大和郡山市でトイレに設置されている状況なんかも写真を撮って見せていただいたり、それを続けていく中で、実際に誰かがいたずらしたりとか衛生的に不衛生な状況になったかと言うと、そういう状況はないですよという報告もされているようで、私は、ぜひ斑鳩町でも試験的にやはり取り組んでいくべきじゃないかなというふうに思うんです。例えば、保健室に最も近いトイレからとか、いきなり全部に置かなくても子どもたちがやはり入手しやすい体制、状況をつくっていくということで様子を見ながら、どのような形が一番いいのかというのを検討していくべきじゃないかなというふうに思っております。大和郡山市の例を参考にさせていただきますと、大和郡山市では教育委員会が各学校にトイレに設置してもらえませんかということをお願いしてるというふう

にお聞きしています。その際に、例えば、こんなクリアケースですとか巾着袋なんかを使って設置をされていますけども、それにかかる費用はきちっと教育委員会、町のほうで負担をして学校の負担にならないようにされているとお聞きしています。学校の中でもトイレに設置しているところと、養護教諭の方が配っていただいているところとやり方はそれぞれあって、学校の自主性にお任せをしているということなので、例えば、これ、教育委員会が一律にこうなさいとか、これは駄目だというのではなくて、学校と協議をする中で先生方が話し合っていて、こういうやり方がいいんじゃないかという点については、積極的に教育委員会として支援をしていくという関係性をもって、今後どうやったら必要な子どもたちに必要な生理用が手渡せるのか、検討していただきたいと思います。ただですね、あまり悠長なことを言ってられないと思うんです。必要なものが届いてないということですので、これはぜひ、早期に学校と相談して対策を進めていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） ご指示ありがとうございます。検討すべきは今後声になきというのが100%必要性がないとは捉えていません。これを開始する前に小・中学校の校長も招集いたしまして、期日を決めて学校の取りみ組について学校内で、とりわけ女子教諭を中心に声を集めていただいて、一番いい方法は何かということ、こちら聴取させてもらって実施したものでございます。従いまして、各学校がおのおの若干、違うところがあるんですけども、これは小・中学校の年齢層また子どもたちの感受性等々もすべて考慮した上で決定したものでございます。それで教育委員会のほうからは、少し若干のやり方は違うんですけども、じゃあそれで実施してくださいという形で指示したものでございます。先ほども申しましたように、表現が難しいんですけども、トイレに設置して自由に取ってくださいというようなやり方につきましては、基本的には実施するつもりはないんですけども、今、ご指摘いただきましたように、実際使いたいという子どもが使えてないという実態があるならば、早急に学校のほうでもそういう状況については把握に努めていただいて、改善するところは改善してまいりたいとそのように思います。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 最初に声を集めて実施をしたと、それが一番いい方法だと思ってやったけども、実態は配布実績がないということなので、やはり再度検討するということが必要だと思います。これについては検討していただいて、結果どうなったのかと

いう点については、また担当の常任委員会にご報告いただきたいと思いますし、私のほうからも随時お尋ねをしておきたいというふうに思いますので、この点につきましては強く要望しておきたいと思います。

そうしましたら、次は3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は新型コロナウイルス感染症の影響に関する実態調査についてです。人類未曾有の危機である新型コロナウイルスの感染が広がり、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。これまでも国や行政がさまざまなコロナ対策、支援策を行ってきましたが、今後どのような支援が必要で、どのような対策が必要になるのか、住民の生活困難の実態を把握し、これからの人々の生活を支える施策を検討する参考資料とするということで、県が昨年、アンケート調査を行っています。そのアンケートの結果がどのようなものであったのかを町としても分析し、県とも連携する中で今後の対策に生かしていただくことが必要だと考え、今回、質問にあげさせていただきました。

それでは1点目ですが、県が実施した実態調査の結果と傾向について、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） このたび奈良県が実施されました生活困窮者実態調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・世帯における生活困窮の実態を把握し、これらの人々の生活を支える施策を検討するための参考資料とするため実施されたものでございます。

調査対象者は奈良県在住の生活福祉資金の借受者2,400人、住居確保給付金の受給者156人、児童扶養手当の受給者3,144人の計5,700人に対して行われ、そのうち回答されたのは1,822人、回収率は32%となっております。

実態調査の主な結果と傾向といたしましては、まず初めに就労状況への影響では、自身の就労状況の変化は、特になしが一番多く、次いで、その他、休校等で育児が必要となり出勤できなくなったとなっております。

次に、家計への影響につきましては、世帯の手取りの収入の減少額は10万円以上が一番多く、次いで5万円から10万円程度、わからないとなっております。また、住まいへの影響では、住宅ローン返済についての課題等は特になしが一番多く、次いで返済の負担が大きく、返済額の見直しを検討しているとなっております。また、家賃払いにつきましては課題等は家賃の負担が大きく支払費の工面を考える必要があるが一番多く、次いで、特になし、転居も検討しているとなっております。

次に、子育て環境への影響では、学校休業や外出自粛による影響は、子どもを外で遊ばせたり外出先に連れて行けず子どもがストレスを感じていたが一番多く、次いで、子どもと過ごす時間が増え家庭内のコミュニケーションが増えた、育児負担が増えストレスを感じたとなっております。

最後に、今後についてといたしまして、行政に求める支援につきましては、金銭的な支援が一番多く、次いで、経済の回復、活性化のための施策、学校休業時の子育て家庭への支援となっております。

以上が、この実態調査の主な結果と傾向でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長のほうで答えていただきましたように、県のアンケートですね、一定傾向が出てきているということで、経済的なものが金銭的なものが大きいということなので、町としてどこまでできるかというのはわからないんですけども、県が実施したアンケートで県が今後、対策を進めていくということなのでその動向については注視をしていただいて、連携した対策を進めていただきたいと思います。

その中で、2点目に、斑鳩町での実態はどうなっているのかという点で、県のアンケートなので斑鳩町がやったわけではないのですが、町の実態を現在、担当のほうではどのように把握をされているのかというのと、今後、町としてどのように対策を進めていこうと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 町の傾向といたしましては、今回、奈良県でこういったサンプルを用いて集計をされておりますけれども、この中に斑鳩町の方がこういった人数が含まれて、こういった答えが出てくるのかというのは私どもは把握しておりませんので、その点、そういう意味では今現状、内容についてはお答えさせていただくことができないというふうに感じております。あと、今後の町の関係につきましては、奈良県が今後の施策についてこれを反映させていくということをお述べられておりますので、そういった施策をどういった形で出されるのか注目をさせていただきまして、それぞれ該当するサービスの斑鳩町にお住まいの方がサービスが漏れることのないように、制度の周知をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この調査もまだ、やりましたよということで、先日新聞等で報道されていましたが、まだ中身については大きく明らかになっていないので、今回こ

の点については取り上げて、今後やはり課題として町として検討し対策を進めていただきたいということで触れて終わっておきたいと思います。

そうしましたら4点目です。

4点目は、中西町長の4年間の取り組みとその成果について、お尋ねをしたいと思います。前回の町長選挙で町長が変わり、この4年間、中西町長の下で町政が行われてきました。この間、中西町長が行ってきたさまざまな施策について、小・中学校へのエアコン設置や病児保育施設の共同設置、女性の企業支援を含めた創業支援体制の充実やコミュニティバスの王寺駅の乗り入れなど、町長の選挙公約でもあり、町民から見てもわかりやすいものもあれば、町民からはなかなか見えづらいわかりづらいものもあり、町民からは、何が変わったのかわからないという声があるものについて、今回、2点、お聞かせいただきたいと思います。

4年前の中西町長の後援会ニュースを見せていただきますと、役場組織について、こんな現状でいいのでしょうかとし、若手職員の声の上に届かない。中間管理職は板挟みで気の毒な状況。若い職員のアイデアや提案はトップの意見ですべて白紙にされてしまうなど、前町長の32年に及ぶ長期政権の下での弊害について問題視をされていました。そして、このような役場組織を自分が変えていくというふうに語っておられたかと思います。こうした点を振り返り、この4年間で役場内の風通しをよくする取り組みとして、中西町長は具体的にどのようなことをやってこられたのか。またその結果、どのような成果があったのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 私は、先の町長選挙におきましてですね、公約として掲げました諸施策の実現のためには、私自身が町職員でありました経験からも、日頃から直接住民の皆様方のさまざまな声をお聞きし、業務にあたっている職員の幅広い意見を聞きながら、施策の立案や事業の実施を行っていく必要があると考えておりました。

その中で、できるだけ多くの職員の意見を聞くということで、私の決裁や相談が必要な案件につきましては、部長や課長級の職員だけでなく起案を行った職員からも直接、説明を受けることとしております。また、第5次総合計画の策定にあたりまして、本町の将来のまちづくりを担う職員の幅広い自由な発想によるアイデアの提案を求めるためにですね、若手職員によりますまちづくりのワークショップを開催し、私や副町長も参加いたしまして、計画の策定に活かしていったところでございます。

また、組織全体として職員が積極的に意見を述べることができる、風通しのよい職場

環境、風土を築き上げるために、人事評価の面談制度等も活用し、日頃から職員間において気兼ねなく活発に議論ができる環境の構築を図ってまいりました。

今後、このような取り組みを進めることによりまして、職員同士が気軽に意見を述べられる、また、私や副町長にも職員一人ひとりが気軽に提案や相談ができる職場環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今の町長の答弁ですと、直接、若い職員さんと町長が対話できる機会を増やすというのと、若い職員さんのアイデアを生かせる場をつくったということで、そうするとやはり斑鳩町の職員さんの能力を十分に発揮していただけるような体制がこの4年間で進められてきたのかなというふうに感じました。

やはりですね、以前のようなトップダウンの傾向ですと、どうしても施策的にも政策的にも限界があるものですが、やはり町の職員さん、能力が高い方が多いですので、そうした方々のアイデアをきちっと町政に反映して、今後も引き続き、住民にとってプラスとなるような施策作成に努めていただきますように、これはお願いをしておきます。

そうしたら2点目ですね、入札制度の改善についてお尋ねします。

これは以前、町広報でも掲載されていたかと思いますが、町民から関心の高いものとして、この点について具体的にどのような取り組みをされ、どのような成果があったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 入札制度の改善についてのご質問でございます。

入札制度の改善として、入札の透明性を図りその競争性を高めることを目的に、平成30年6月から、制限付一般競争入札の対象工事を拡大する等の制度変更を行ったところでございます。

具体的には、対象工事の設計金額を従来の2億円以上から5千万円以上に引き下げ、さらに、入札参加業者の事前公表を取りやめ、事後公表に変更をしております。

また、指名競争入札におきましても、受注機会を確保し競争性を高めるために、建設工事の選定にかかる金額の範囲の見直しによる指名業者数の拡大や、町外業者の指名業者数を増やすなどの取り組みを行ったところでございます。

これらの取り組みの結果、平成30年度から令和2年度までの建設工事と業務委託にかかる入札率は、年度ごとにばらつきはございますが、3か年平均で88.1%となり、

入札制度改善の前の平成29年度の91%と比較して2.9ポイント低下しております。

また、これら改善の効果額は落札率からの比較で見えますと年間2,600万円程度の削減効果となっております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） しっかりその落札率を下げるという効果が出ていることについても今、確認しました。

今後ですね、この入札については下げれば下げるほどいいというものでもないですけど、やはり下げることによって住民にとってもプラスになりますし、改善できる点については、引き続きですね、改善を進めていっていただきたいと思います。

こちらのほうについては、広報に掲載はされてますけども、例えば、1点目のほうについてはなかなかやはり町民さんからも見えづらい、わかりづらいという点がございしますので、そうした点についても広く町民さんにオープンにして、わかりやすい周知をしていただきたいなというふうに思います。この4年間ですね、例えば、町の残債が毎年、毎年、減ってきているというような点ですとか、今、おっしゃっていただいたように財政的な面で非常に町長は苦勞されて、町にとってプラスになるような改革を進めていただいているというのは私は確認をしておりますので、引き続きですね、こうした町財政改革を含めた町民にとってプラスになる政策、施策を進めていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

10時55分まで休憩します。

（ 午前10時37分 休憩 ）

（ 午前10時55分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、災害時のペット同行避難についてでございます。災害時、ペットと同行避難するにあたり、日頃から避難用品の準備、ペットのしつけなどについてわかりやすくお知らせするパンフレットやリーフレットなどを作成されるお考えについてお伺いをいたします。

近年の気候変動などにより、台風や長雨などによる水害、地震による災害などが頻発をしております。避難の方法もコロナ禍の中、友人や親戚宅に避難する分散避難も考えられますが、町内避難所に避難せざるを得ない場合、自宅に犬や猫など家族として飼われている動物を避難所へともに連れていく同行避難について、いまだ知られていない点が多いのではないのでしょうか。現在、町内の犬の登録数は996頭でございます。斑鳩町では2020年9月、町のホームページにおいて、「同行避難とは災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所に安全避難することです。同行避難は、避難所で人とペットが同一の空間で居住することを意味するものではありません」と、避難所へのペットの同行避難について説明をされておられます。

そして、2番目には、避難所でのペット受け入れスペースについて、避難所には動物が苦手な人や動物のアレルギーを持った人もいるため、人とペットの居住区は分けます。ペットの避難所は雨などにぬれないように対策をして、飼育スペースを確保し、ペットはケージ内つなぎ止めにより飼育することになります。

3番目には、飼い主の平常時からの準備として、環境省から発行されている「災害時のペットの同行避難について」「災害、あなたとペットは大丈夫」という2つの参考情報がつけられております。住民の方からご意見をいただきまして、家族の一員として飼っているペットと一緒に避難所に避難するとき、どうしたらいいのかとご質問をいただきました。町のホームページに説明があるから、ご覧いただければとお話ししたところ、あまり見ません、とのお声でございます。犬などのペットを飼っておられる住民の皆様は災害時に慌てることなくペットと安心して避難できるように、災害時のペット同行避難について、避難用品の準備、しつけや避難所での生活等について、わかりやすくお知らせできるパンフレットやリーフレットのようなものを作成していただくことはできないのでしょうか。また、犬の登録や予防接種の機会に周知啓発していただくことはできないのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 災害のペット同行避難について、わかりやすく解説したパンフレット等の作成に関するご質問でございます。

東日本大震災のペットをめぐるトラブル等の発生状況を受け、環境省はペットと避難所施設まで一緒に避難する同行避難を基本とした災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを平成25年に策定されました。その後、平成28年に発生した熊本地震では、このガイドラインに基づき多くの被災者がペットとともに避難されましたが、避難所内

でのペットの受け入れについては鳴き声やにおいの問題、また、アレルギーを持っている人からの相談も多く寄せられるなど多くの課題が指摘されました。そうしたことから、熊本地震での対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、ガイドラインを改定され、平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を発行されたところでございます。

本町におきましても、大規模な地震や風水害が発生し避難所が開設された場合を想定して、昨年9月に町ホームページにおいて、避難所へのペット同行避難について環境省のガイドラインを含めて周知啓発を行っております。

ただ、町ホームページのみでは周知啓発が進んでいないことから、今後はわかりやすくお知らせできるパンフレット等を作成し、犬に関しましては狂犬病予防法に基づく犬の登録時や狂犬病の予防注射の機会を捉え周知啓発を行うこととし、その他ペットにつきましては町広報紙や町ホームページ、町公式フェイスブック等において、周知啓発を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

災害はいつやってくるかわかりません。ペットのしつけや健康面を含めた、日頃からの適正な飼育が最も有効な災害対策になると言われております。早急にわかりやすいパンフレット等を作成していただきまして、情報を周知していただくようお願いをいたします。

二つ目の質問は、高齢者や難聴の方への、聞こえを支援する対話支援スピーカーを窓口に設置することについてでございます。

コロナウイルス感染症のリスクを軽減するため、飛沫防止のためのアクリルボード設置に加え、全員マスクをしているため高齢者や難聴者の方には、窓口での職員さんとの対話が聞き取りにくいとお話をいただいております。庁舎窓口では、個人情報も伝えることもあろうかと思われまして、飛沫防止ボードの内と外ではっきり聞き取れないまま解釈が擦れ違うこともあるかもしれません。また、丁寧に説明するために近距離で対話することもあるかと思います。そこで、高齢者の方や難聴者の方への聞こえの支援として、役場窓口や相談窓口に対話支援スピーカーを設置されることを提案したいと思います。この機器の特徴は、マイクと指向性のあるスピーカーを組み合わせた機器で、マイクで話す職員さんの声が利用者によく聞こえるようになります。利用者がスピーカーを自分のほうに向ければ話の内容がほかに漏れにくいと言います。多くの自治体でも

導入されて、聞こえの支援に貢献しているとのことでした。

斑鳩町として、コロナ禍の中、高齢者や難聴の方の聞こえの支援に役立つ対話支援スピーカーを庁舎窓口や相談窓口を設置されるお考えをお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 対話支援スピーカーの窓口等に設置に関しましてご質問でございます。質問者がおっしゃるとおり、窓口等においては飛沫防止のためのアクリルボードの設置やマスクの着用などにより、声がこもりやすく高齢者や難聴の方をはじめ聞き取りにくい状況にあるものではないかと認識しているところです。

ご提案の対話支援スピーカーは、通常のものより音の指向性が強いため、比較的周りに音が広がりにくく、かつ音を分解し聞きやすい音に変換することで聞こえやすくなるため、聞こえの支援として効果があるものと推測されているところでございます。

一方、国では、そもそも人流の抑制ができるようデジタルトランスフォーメーションの動きも進みつつある中、できる限り役場に来ていただくこと自体を減らす工夫も進んでいくものと考えています。こうした状況も踏まえながら、既に機器を導入されている自治体での活用事例も調査し、役場窓口での聞こえ支援策について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

コロナウイルス感染症のまん延状況はワクチン接種が広範囲に進んでいけば将来的には落ち着いていくかもわかりませんが、まだまだ予断はできる状態ではありません。しばらくの間、庁舎窓口のアクリルボードは設置の必要はありますし、マスクも外せない状況が続いていくと思われまいます。高齢者の方、難聴者の方にとって聞こえにくい状況は続いてまいります。また、災害時避難所に来られた高齢者の方にも難聴者の方にも有用ではないでしょうか。対話支援スピーカーの設置をご検討いただけますよう、よろしくお願いたします。

3番目の質問でございます。

子どもたちの命を守る通学路の安全確保について、ということでございます。

通学路で子どもたちが犠牲になる悲惨な事故がまた起きました。6月28日、千葉県八街市でトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷いたしました。亡くなられた児童お二人に心からご冥福をお祈り申しあげますとともに、負傷された児童の一日も早いご回復をお祈りをいたします。

逮捕された運転手の呼気からは基準値を超えたアルコールが検出をされました。飲酒運転の問題とともに、今回の事故で課題となっているのが危険な通学路の問題です。現場の通学路は、PTAから危険性を訴える声が上がっていたにもかかわらず、ガードレールの設置などの対策もとられていませんでした。政府は7月4日、首相官邸で開いた交通安全に関する閣僚会議で、通学路の事故を防ぐための緊急対策をまとめ、全国1万9千校の公立小学校の通学路を対象に9月中に総点検することになりました。7月9日には、この事故を受け、文部科学省と国土交通省、警察庁は、通学路を対象とした合同点検を行うと発表しました。

そこでまず1点目に、斑鳩町における過去5年間の小・中学校の登下校時の通学路における交通事故の件数と主な原因について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 斑鳩町における町立小・中学校の登下校時の通学路における交通事故の件数につきましては、対象を児童生徒に限定されたものではございませんが、先日、奈良県西和警察署交通課において、各小学校周辺で発生した過去5年間の人身交通事故発生状況をまとめた資料を作成され、その資料の提供を受けたところでございます。なお、中学校周辺における人身事故発生状況をまとめた資料はございませんので、ご了承いただきますようよろしくお願いをいたします。なお、この資料につきましては、交通安全担当部局、道路管理担当部局において情報を共有し、また、各小学校にも資料を提供し情報の共有を図っているところでございます。

各小学校周辺の状況についてでございます。まず、斑鳩小学校周辺における交通事故発生状況につきましては、過去5年間で交通事故発生件数は106件であり、発生場所として国道25号が最も多く、事故累計として出会い頭等が最も多く、発生時間帯は午前6時から午前9時、発生曜日は火曜日が最も多くなっております。

次に、斑鳩西小学校周辺における交通事故発生状況につきましては、過去5年間で事故発生件数は104件であり、発生場所として国道25号及びいかるがパークウェイが最も多く、事故累計として出会い頭等が最も多く、発生時間帯は午後3時から午後6時、発生曜日は土曜日が最も多くなっております。

次に、斑鳩東小学校周辺における交通事故発生状況につきましては、過去5年間で事故発生件数は133件であり、発生場所として国道25号が最も多く、事故累計として出会い頭等、発生時間帯は午後3時から午後6時、発生曜日は火曜日、金曜日が最も多い状況となっております。

この資料から、発生曜日は曜日ごとに顕著な隔たりはございませんが、発生場所、事故累計、発生時間帯は各小学校とも国道25号、出会い頭等、通学時間帯が最も多いことで共通をしているところがございます。こうした分析結果も参考とさせていただきながら、今後、各小学校の教員や登校ボランティアの皆様とも重点箇所としての認識を共有しながら、児童生徒に対して安全安心して通学していただけるよう指導にいかしてまいりたいと考えているところがございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

ただいまお示しをいただきました資料により、国道25号、出会い頭、通学時間帯が最も多く共通していることがわかりました。このことを参考にさせていただきながら、そのほかにも件数は少なくとも抜け道や狭隘道路等も注視していただき、安全確保にいかしていただきますようお願いいたします。

2点目に、斑鳩町におかれましても文部科学省、国土交通省、警察庁の通学路の合同点検実施依頼を受けて、早速、合同点検を実施いただいたと存じます。

学校はどのような改善、要望をされたのか、その件数と内容について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 先般、千葉県八街市におきまして、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生をいたしました。今回、このような事故が起きたことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討され、全国的に通学路等における安全点検を実施するよう緊急の要請がなされたものでございます。その対象箇所の抽出にあたりましては、ひとつとして、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、ひとつとして、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、ひとつとして、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所とされており、今回の文部科学省全国調査につきましては、通学路等安全点検の実施及び対策必要箇所の抽出の状況や、通学路等安全点検を受けた対策必要箇所における対策状況に関する報告を行うこととされております。

今年度も7月末までに保護者や地域住民から寄せられた、交通量が多い道路に歩道やカードレールを設置してほしい、消えかけている白線を塗り直してほしい、車がスピー

ドを出し通行するため危険である、カーブミラーが見えにくいといった要望について、各学校において集約・整理を行い、各学校から改善要望があった箇所につきましては総数で109件でありまして、このうち今年度、要請のあった点検の要件に合致するものは総数で26件あったところでございます。この26件につきましては、8月10日に交通安全担当部局である安全安心課、道路管理担当部局である建設農林課及び奈良県警との合同による通学路等の安全点検を実施したところでございます。

その結果、抜け道となっている道路において、通行時間を規制するよう警察に要望を行ったほか、路面標示の設置やカーブミラーの設置等について、奈良県警からも助言をいただいたところであり、整備方法等、協議しながらすみやかに対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。なお今回、緊急点検箇所以外の場所につきましても、今後も引き続き、関係部署、関係機関とも連携し、適宜点検等を行いながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

3点目に、子どもたちを交通事故や犯罪から守るために、自分の身は自分で守る能力を高める安全マップづくりの大切さが今叫ばれております。町内小中学校における作成状況や内容について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 交通安全マップの作成についてでございますが、PTAを中心として通学路等の危険個所の情報共有を図ることを主な目的として、過去に作成された経緯はございますが、最新の交通安全マップにつきましては、現在のコロナ禍による影響もあり、すべての小・中学校において作成ができていない状況でございます。

しかしながら、議員がおっしゃいますように交通安全マップは児童生徒が地域にある危険な場所を知り、危険を回避することに活用していくことも重要でありますことから、保護者やボランティアだけでなく、子どもたち自身もマップづくりに携わっていくことも必要であると考えております。新学習指導要領におきましても、主体的・対話的で深い学びの実現と言われておりますように、子どもたちが自らの安全に関心を持ち、子どもたち同士が話し合い、対策を考えるといった形で、子どもたちが積極的にマップづくりに参画し、子どもたちの目線も取り入れた交通安全マップとなるような取り組みにつきましても、今後、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見られる状況となりましたら、ぜひ検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。安全マップは、地図上に交通事故が起きそうな場所や見通しが悪くて危険な場所などを記入し、どのように注意をすればよいかを明確にする取り組みでございます。事故や犯罪に巻き込まれそうな場所や状況をきちんと理解しておくことはとても大切なことです。自宅を中心に道路を描き、学校や目印になる建物やよく行く場所などを記入をいたします。例えば、交通事故の危険箇所は赤、安全に歩ける道路は青、犯罪危険箇所は黄色などと色分けすると見やすく、特に低学年の児童には吹き出しで、「この交差点は見通しが悪いので、立ち止まって必ず右と左を確認する」と書くなど、注意事項を明確にしておくことはとても効果的なことと思います。子どもの目線から危険を予測し対処する能力を伸ばすことができます。その意味でも、子どもたちの視点から特色ある安全マップを作成することが重要な取り組みであると考えます。安全マップづくりの推進をぜひともよろしく願いをいたします。

4点目に、通学路の危険箇所での見守りは地域の見守りボランティアの皆さんに頼っている部分も多く、依然として横断歩道、歩行者道路の白線、グリーンベルト、信号機、道路標識、カーブミラーに関する改善などの要望がたくさん聞かれます。住民の皆様からの改善要望につきまして、今後どのように対処していかれるかお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 交通安全対策に関する改善要望の対応についてのご質問でございます。通常、自治会から交通安全対策に関する要望があった場合は、令和3年度からはまず、安全安心課のほうで基本的に受付し、状況等を聞き取りの上、どういった対応が必要かを検討させていただいております。その後、整備実施を決め、整備内容が固まりましたならば、交通安全施設の整備を担当する建設農林課でカーブミラーの設置や白線引きなどの工事等を実施しているところでございます。

次に、お尋ねの通学路に関しての交通安全対策につきましては、町教育委員会において学校等から聞き取った内容を一定精査して、その後、先ほど申しあげた手順により対応しているところでございます。信号機の設置などご要望の内容によっては、町だけでは対応できない場合や予算上の事情等でお時間をいただく場合などケースによりさまざまでございますが、今後もできる限り早期の対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

住民の方から、役場職員さんが通学路の危険な抜け道を丁寧に聞き取りをし、いち早く点検をしてくださり、通学路の安全確保のために動いてくださったと感謝をしておられました。通学路にどんな危険が潜んでいるかはそこで暮らす住民の方が最もよく知っておられます。

子どもたちを交通事故から守るため、これからも地域の皆様から寄せられましたお声に丁寧な聞き取りに努めていただきますよう、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、7番、嶋田議員の一般質問をお受けします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

過日、非常時に吹鳴するサイレンの故障が報告されました。

今から15年ほど前は、吹鳴できるかどうかの点検も兼ねて毎日正午の時報に合わせてサイレンを吹鳴されていましたが、現在は月に1度だけスイッチを入れ、そしてすぐに切るような点検をされておられると認識しています。

そこで、まず吹鳴時の災害の種類と吹鳴の内容について、お伺いします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 非常時にサイレンを吹鳴する場合の災害の種類と吹鳴の内容につきましてのご質問でございます。災害の種類で申しあげますと、火災による消防信号と水災による水防信号の2種類がございます。

初めに、消防信号であります。消防法施行規則第34条に基づく消防信号は、火災信号、山林火災信号、火災警報信号及び演習招集信号の4種類と定められております。

次に、各種類のサイレン信号の吹鳴内容につきましては、火災信号のうち近火信号は約3秒の吹鳴、約2秒の休止。次に、出場信号・応援信号では約5秒の吹鳴、約6秒の休止となっております。同規則では、信号継続時間は適宜となっている中で、本町における一般的な建物火災を対象とした出場信号は約5秒の吹鳴、約6秒の休止のサイレン信号を3回継続しているところでございます。

火災信号のほか山林火災信号、火災警報信号及び演習招集信号におきましても、それぞれサイレン信号の定めがあるところでございます。

次に、水災による水防信号であります。水防法施行規則第2条に基づき水防信号が定

められており、第1信号から第4信号まで定められております。

第1信号は、水防団待機水位である通報水位を超えなお上昇のおそれがあり、巡視を強化し資器材及び水樋門の開閉等の準備を行うことを知らせるもので、サイレン信号は約5秒の吹鳴、約15秒の休止、約5秒の吹鳴、約15秒の休止となっております。

次に、第2信号は、水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもので、サイレン信号は約5秒の吹鳴、約6秒の休止、約5秒の吹鳴、約6秒の休止となっております。次に、第3信号は、水防管理団体の区域内に居住するものの出勤協力を知らせるもので、サイレン信号は約10秒の吹鳴、約5秒の休止、約10秒の吹鳴、約5秒の休止となっております。最後に、第4信号は、必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもので、サイレン信号は約1分の吹鳴、約5秒の休止、約1分の吹鳴、約5秒の休止となっております。消防法施行規則と同様に水防法施行規則でも、信号継続時間は適宜となっております、それぞれサイレン信号を3回継続することとしております。以上、非常時にサイレンを吹鳴する場合の災害の種類と吹鳴の内容についてでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 大変、詳しく報告していただきまして。この重要な内容を含むですね、サイレンの吹鳴ができなかった原因は何だったのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） サイレン故障の原因につきましてのご質問でございます。

本日までの経緯を申しあげますと、建物火災時等に吹鳴しているサイレンであります。8月15日日曜日、政府主催のもとに行われました全国戦没者追悼式の黙とう時間を周知するため、正午にサイレン吹鳴を予定しておりましたが、操作盤が反応せずサイレンを吹鳴させることができませんでした。これを受け、8月17日火曜日に、保守点検業者において緊急点検を実施したところ、町内7か所に設置しているサイレン設備を吹鳴させる、非常に重要な基盤が損傷し故障していることが判明したところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 役場のサイレンと町消防団の各屯所のサイレンとが連動していると思います。この各屯所のサイレンの吹鳴には支障はありませんか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 消防団各屯所のサイレンと連動についてのご質問ございま

す。先ほどのご質問においてもお答えいたしましたとおり、各消防団詰所を含む町内7か所に設置しているサイレン設備を吹鳴させる重要な基盤が損傷し故障していることが判明したため、ご質問者のご指摘のとおり連動しているため、現状では吹鳴をさせることができないところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 各屯所のサイレンにも影響しているのであれば早急に修理していただくことはもちろんですが、修理後の点検をどのようにするのか、今までのような点検でいいのかどうか、また、支障に至らないようにメンテナンスを施すのにどのようにするのか、お伺いします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 修理後の点検及びメンテナンスについてのご質問でございます。現在、修理が可能か否かについて、保守点検業者において確認を行っているところであり、今後のサイレン設備をどのように対応していくかを含め検討中でございます。その方針が決まりましたならば、議会にご相談申しあげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 現在では、携帯に火災招集電話及び招集メールが入りますが、民家火災以外の雑草火災や車両火災などその他火災と呼ばれる火災も入ってきます。

基本的にはサイレンの吹鳴を聞くことによって屯所に集合の慣れがついており、また、若い団員さんの中には、民家火災以外の火災でも、もしかしたら集合しなければと迷う人も多く、よく相談を受けます。そんなときは、とにかくサイレンが鳴れば緊急集合せよと説明はしています。1日も早い修理を望みます。

また、今後の点検については、現在の月1の点検ではなく、少なくとも週1あるいはそれ以上の回数の点検、またサイレンを吹鳴するスイッチを押すという行為以外の方法など、ワンウェイでなくツーウェイ、スリーウェイで対処できるように、これは技術的な面もあろうかとは思いますが、それらも含めて検討されることを提言いたします。

次の質問に移ります。

JR法隆寺駅付近の道路整備についてです。法隆寺駅北口から北へ出る5号線についてですが、現在はこの5号線の東側には歩道が設置されていますが、西側にはいまだ歩道はありません。現在の状況及び町の考え方について、お伺いします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） JR法隆寺駅北口の南北の町道312号線、通称5号線の西側歩道設置に関するご質問でございます。

本町の玄関口でありますJR法隆寺駅と世界文化遺産法隆寺へのアクセス機能の強化は本町の都市基盤の充実を図る上で非常に重要でありますことから、これまでJR法隆寺駅周辺整備事業として進めてきたところでございます。ご質問の5号線の整備につきましては、平成26年に取得した事業用地を活用し、暫定的に路線の東側に歩道を設置し、現在、駅の利用者に安全に通行していただいているところでございます。東側と同様に路線の西側にも歩道を設置する計画でございますが、ご承知のとおり平成20年8月に、沿道の地権者と覚書を締結し、その覚書におきまして、沿道地権者全員の合意なしに道路整備事業を進めないこととなっており、現在も沿道地権者の合意には至っておらず、西側の歩道設置が進捗していない状況でございます。また、新たに建設されましたマンションにつきましても、歩道計画線上に建物等がある状況でございます。

今後の町道312号線、通称5号線の西側の歩道整備につきましては、沿道地権者全員の合意を得ることは大変難しく時間がかかるものと考えております。しかしながら、東側でご協力いただいた方々の思いもございませうことから、西側地権者全員の合意が得られましたら、部分的または一部構造が変更となりましても歩道設置に取りかかってまいりたいと考えているところでございます。

また、町道312号線、通称5号線の整備におきましては、基本的にはJR法隆寺駅周辺整備として取り組んでおりますことから、JR法隆寺駅から県道大和高田斑鳩線等の幹線道路へのアクセス、しいては法隆寺へのアクセスとしてJR法隆寺駅の北側、南側問わず既存の複数の計画路線、また、新たな路線も含めてJR法隆寺駅周辺整備として整備手法を含めた検討も今後も重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 旧まねきや跡地に立っているマンションの建築前の住民説明会で、私は町の計画の歩道について質問したことがあります。そのときの業者の説明では、全く協力する気はないように感じました。開発許可後の説明会であったためか、ただ単なるアリバイづくりの説明会であったように感じました。開発許可前の町との各課協議の前に住民説明会を開くようなシステムづくりを提言します。そうでないと業者は真剣に住民と話し合いをしてくれません。住民が何を言っても、許可後では何なりません。この5号線の西側の歩道については、ただいまご答弁いただいたように部分的また一部変更となっても設置するという事なので、ぜひとも設置していただきたいと思っております。

電車で来られた観光客の方々が利用される斑鳩の玄関口となるわけですから、見た目そして両側歩道によって利便性のある道路にさせていただくことを期待しています。

最後に、以前、点滅信号が設置されていたT字交差点付近は西側のほうは道路幅員が広いですが、交差点付近は幅員が狭くなっています。現在、交差点北側の建物がなくなっており、道路拡幅するよい機会ではないかと思っておりますが、町の考え方をお聞きします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） JR法隆寺駅東側の踏切より北進し、以前に点滅信号機が設置されていまして交差点付近の道路整備についてのご質問でございます。

具体的には、興留5丁目地内で県道大和高田斑鳩線の交差点から三代川右岸道路へ通じる路線、町道307号線で、三代川右岸道路、町道306号線との交差点部分約60メートルの区間でございます。この交差点部分は平成10年度に南側の土地所有者の協力をいただきまして一部拡幅いたしております。しかしながら、現行の道路形状ではまだ車両の交互通行がしづらく、特に交差点の北側に隅切りがないことから左折しにくい状況にあり、通勤時間帯には混雑し渋滞している状況が見受けられます。

町といたしましては、部分的にでも道路改良の必要性がある箇所との認識をいたしており、このような状況におきまして、令和2年6月下旬にこの交差点の北西部分の家屋が解体されたことを確認し、早速調査を行い、同年7月28日に新たに取得された所有者の関係者とお会いし、町の道路整備の計画とその用地の取得にご協力いただけるようお願いいたしております。その後、電話にて連絡させていただきお会いする機会をお願いしておりますが、コロナ禍の影響もあり、現在お会いすることが難しい状況が続いております。また、電話によりまして土地所有者の方の土地利用計画や意向をお伺いする中では、厳しい状況であることも認識しておりますが、町の計画をご理解いただき、ご協力いただけるよう、今後も継続して用地取得に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この道路は町の計画では幅員6メートルの道路だったと思います。ただし、町が土地を買収して幅員6メートルの道路にするのではなく、この道路沿いの建物が建て替えられるときに道路後退3メートルしてもらい、結果、6メートルの道路にする計画だと聞いていました。しかし、そんな考えではいつまでたっても道路拡幅は不可能ではないですか。この交差点は電柱もありすごく混むため、この交差点を避ける

ように手前の住宅地の狭い生活道路を迂回する車が、特に朝夕に多く見られます。非常に危険地帯となっています。早急に、隅切りだけでも取り、1日も早い道路拡幅されることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした。

（午前11時39分 延会）